

公益社団法人 高分子学会

**Polymer Journal 論文賞-日本ゼオン賞内規**

(2005年11月11日 第175回理事会承認)  
(2006年3月7日 一部改正 第176回理事会承認)  
(2008年11月4日 一部改正 第186回理事会承認)  
(2011年5月13日 一部改正 第194回理事会承認)  
(2011年11月11日停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)  
(2017年3月10日 一部改正 第215回理事会承認)

[総則]

第1条 Polymer Journal 論文賞は、高分子学会設立40周年を記念して、高分子若手研究者の研究奨励のために制定された。本賞はその設置趣旨を継承するものとする。

第2条 Polymer Journal 論文賞-日本ゼオン賞（以下PJゼオン賞）の候補者の推薦・選考についてはPJゼオン賞規程によるほか、この内規の定めるところによる。

[推薦手続き]

第3条 推薦に必要な書類は次のとおりである。(各正1部、副(コピー)12部)

- (1) 推薦書(本会書式による)
- (2) 経歴書
- (3) 当該論文別刷

[選考委員会]

第4条 PJゼオン賞を選考するにあたり、Polymer Journal 論文賞-日本ゼオン賞選考委員会（以下選考委員会）をおく。

- (1) 選考委員会委員はPolymer Journal 編集委員会（以下PJ委員会）のEditor-in-Chiefおよび国内のAssociate Editor とする。
- (2) 選考委員会委員長はEditor-in-Chief とする。
- (3) 選考委員の委嘱にあたっては、選考委員会開催の日取りを通知し、委員会に出席できることを受諾条件とする。
- (4) 選考委員辞退者の補充は行わない。
- (5) 選考委員会の委員名は選考委員会終了後、本会ホームページで公表する。
- (6) 選考委員は審議内容を部外に公表してはならない。

[選考委員会の任務]

第5条 選考委員会を1回開催し、応募の中から、受賞候補者3名以内の選考を行う。

- (1) 選考委員会委員長は予め次の項目を行い、各委員に通知する。
  - イ 推薦に必要な書類により、受賞資格を確認する。
  - ロ 推薦された受賞候補者に対し、正・副2名の担当委員を決める。
- (2) 担当委員は担当する受賞候補者の論文内容について予め調査を行い、その内容について選考委員会で説明する。
- (3) 選考委員長は、海外のAssociate Editor に候補論文に対する評価を依頼することができる。
- (4) 選考委員は、選考委員会前までに論文を担当した委員からReviewer's Comment を集めておく。
- (5) 受賞候補者の選考は、選考委員会での審議のあと、委員による無記名投票で行い、投票と決

定の方法については別に定める。

[選考結果の報告]

第6条 選考委員会委員長は選考経過とその結果を1月末日までに会長に報告する。

[受賞者の決定]

第7条 会長は、選考委員会の選考結果について理事会の議決を求めるものとする。

[受賞決定通知など]

第8条 会長は、前条の手続きを経た後、受賞者にその結果と表彰式などについて通知する。

第9条 受賞者および受賞内容は会誌「高分子」に掲載する。

#### 補 則

1. この内規は、理事会の承認を得て施行する。